

(証人等調書)

<input type="checkbox"/> 証人 <input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 鑑定人 <input type="checkbox"/> 調書 (この調書は、第8回口頭弁論調書と一体となるものである。)		裁判所書記官印 
事件の表示	平成28年(ワ)第 27562 号 平成29年(ワ)第 14391 号(第1反訴事件) 平成30年(ワ)第 3253 号(第2反訴事件)	
期 日	平成30年7月31日 午前10時30分	
氏 名	村中璃子	
年 齢	[REDACTED]	
住 所	[REDACTED]	
宣誓その他の状況	<input checked="" type="checkbox"/> 裁判長(官)は、宣誓の趣旨を説明し、 <input type="checkbox"/> 証人が偽証した場合の罰を <input checked="" type="checkbox"/> 本人が虚偽の陳述をした場合の制裁を <input type="checkbox"/> 鑑定人が虚偽の鑑定をした場合の罰を 告げ、別紙宣誓書を読み上げさせてその誓いをさせた。 <input type="checkbox"/> 裁判長(官)は、さきにした宣誓の効力を維持する旨告げた。 <input type="checkbox"/> 後に尋問されることになっている証人は <input type="checkbox"/> 在廷しない。 <input type="checkbox"/> 裁判長(官)の許可を得て在廷した。 <input type="checkbox"/>	
陳 述 の 要 領		
別紙反訳書のとおり		
以上		

- (注) 1 該当する事項の□にレを付する。  
2 「陳述の要領」の記載の末尾に「以上」と記載する。

せん  
宣

せい  
誓

りょうしん したが しんじつ の なにごと  
良心に従って真実を述べ、何事

かく も隠さず、いつわ 偽りを述べないことを

ちか 誓います。

氏名 村中 瑠子 印

被告（第1反訴及び第2反訴原告）村中璃子代理人藤本（以下「被告（反訴原告）村中璃子代理人藤本」という。）

丙第71号証（陳述書）及び丙第83号証（陳述書（2））を示す

これは、あなたの陳述書2通ですけれども、内容に間違いありませんか。

はい、ありません。

あなたの経歴ですが、丙第71号証の1枚目に書いてあるとおりですか。

はい。

あなたの執筆スタイルについて教えてください。

私は医師なんですけれども、医師としてたくさん執筆をする方というのはたくさんおられると思うんですが、私はほかの人に取材をして書くということをわざわざして書くスタイルで記事を書いておりまして、そういった意味では普通の医師の書き物とは少し違った内容になっています。また、普通の一般の記者が誰か専門家に取材をして書くといったものともまた違って、専門家としての評価の入ったオピニオンと、そしてノンフィクションの間のようなものを書いております。

きのうの原告側の証言で村中先生側が意見書を出しているんですけれども、その意見書に対して個人の見解であるとか、関係がないとか、そういう話がありましたけれども、その点についてはどうお考えですか。

私が意見書をいただいたのは元学長であるとか、それからノーベル賞候補者であるとか、あるいはこのHPVワクチンの開発に携わった元教授であるとか、そういった日本の医学会、研究会を代表するそうそうたる先生方です。そういった先生方が今回の池田氏の発表が捏造であるというふうに述べている以上、私はこれは日本の医学会全体が私のことを支持しているとも考えています。また・・・。

裁判長

質問に1つずつ答えてください。そこで一旦切ってください。

被告（反訴原告）村中璃子代理人藤本

それで大丈夫です。続けてください。

ですので、この意見が個人的な意見であるというふうに私は思いません。特に私の意見は、多くの日本の医学会からたくさん支持されていると思ひまして、この裁判が科学的な言論を封じるための裁判、手段ではないかといった疑義が上がる中で署名運動も行われ、その署名が約3000件近く集まりました。その署名をしてくれた方々というのは、主に大学教授クラスの研究者であったり、あるいは医師、あるいは誤ったワクチンに関する情報を与えられたということに憤る一般の市民たちのものです。

裁判長

一回切ってください。演説会ではありませんので、一問一答でお願いします。

被告（反訴原告）村中璃子代理人藤本

今回の池田氏が発表したマウス実験に関し、脳障害が出ていそうだと、こういう池田氏の発表についてこれを支持されている医師あるいは研究者の方は御存じですか。

私は存じ上げません。

池田氏と今回のマウス実験に関する発表は科学界、医学会から全く支持されていないと、こういうことですか。

全く支持されていないと思います。

あなたが今回のマウス実験のことを知ったのはどういう経緯ですか。

3月16日の夜に放送されたTBSのNEWS 23での池田氏の発言です。

NEWS 23の映像を見てどのように感じましたか。

もしもこの彼の発表していることが本当であるとすれば大変なことが起きていると思ひました。一方で、動物実験を初めとする厳しい治験

を通過して世界約140か国で使用されているワクチンです。そのワクチンについて今さらこんな基本的なマウス実験でこんなきれいな沈着の映像が、画像が得られるものかというふうな疑義も抱きました。それで、あなたはこの池田氏の発表に関する取材を始められたわけですか。

はい。

あなたは、マウス実験の記事を書く前に成果発表会直後にHLAの記事を発表されていますが、なぜHLAの記事を先に発表されたんですか。

私の所属は京都大学医学研究科のゲノムセンターです。私の周囲にはたくさんの日本を代表する遺伝学の権威がおりますので、厚労省のウェブサイト上发表した、3月16日の厚労省の発表のスライドを、元データ、それをすぐに周りに見せたところ、明らかな間違いがあるということですのですぐに教えていただけまして、解析もかけていただいてこの池田氏の発表の問題点について指摘することができました。

丙第29号証（平成28年3月24日付WEDGE Infinity記事「子宮頸がんワクチンと遺伝子 池田班のミスリード 利用される日本の科学報道（前篇）」）及び丙第30号証（平成28年3月29日付WEDGE Infinity記事「子宮頸がんワクチン「脳障害」に根拠なし 誤報の震源は医学部長 利用される日本の科学報道（中篇）」）を示す

これは、今回の池田氏の成果発表会におけるHLAに関する発表の問題点を指摘した記事ですけども、あなたが書いたものですか。

はい、間違いありません。

丙第62号証の2（意見書）の2ページを示す

この点について、下から5行目以下ですけれども、「多くの遺伝病が存在する神経科学の臨床研究者である池田氏が、本来比較できないアレル頻度と遺伝子保有率を比較するような低レベルの間違いを犯すところに、やはり「意味をなさない結果を集めて、何か実在しない成果や導き出せない知見を作り上

げる」という意図を感じる。」と、こう指摘されていますけれども、あなたは  
この意見に対してどうお考えですか。

池田氏がこのような基本的なミスをうっかり犯したのだとすれば、そ  
れはもともと池田氏にはそのような毀損されるような名誉は存在した  
とも思えませんし、意図的にやったのだとすれば非常に重大な問題だ  
というふうに感じています。

昨日は、A氏も尋問において遺伝子頻度と遺伝子保有率を混同したことはな  
いと話していましたね。

はい、そうです。専門でない研究者でも一般的に間違えるようなレベ  
ルの問題ではないと考えています。

乙第8号証（陳述書）を示す

乙第8号証、13ページから14ページ、6項で宮川教授は厚労省が平成2  
8年4月18日に池田氏のHLA型に関する発表内容を否定する異例の見解  
を発表していることを指摘した上で、14ページのほうに行けば、池田氏の  
社会的評価が大きく毀損されたとは思わないと、こう表していますが、あな  
たはこの意見に対してどうお考えですか。

このような基本的な間違いを犯したのだとすれば、同僚の研究者にこ  
のような評価を受けても仕方のないことだと思います。

乙第5号証（平成28年3月16日の成果発表会における発表内容について）を示  
す

まず、乙第5号証ですけれども、先ほどおっしゃった厚労省の見解というの  
はこの乙第5号証のことですか。

はい、そうです。ここに書いてあるとおり、厚労省はこのデータから  
はHPVワクチンが記憶障害などを起こすということはできず、この  
遺伝子を持っている方にHPVワクチンを接種した場合、記憶障害な  
どを起こす可能性が高いということもできませんというふうに池田氏

の発表を否定する内容を国が出しています。

丙第1号証（平成28年3月16日の成果発表会における池田修一氏の発表内容に関する厚生労働省の見解について）を示す

もう一つ、このマウス実験に関しても厚労省の見解が出ているんですが、丙第1号証を示します。

こちらについては、昨日原告が厚労省からも独自の調査があったということ証言されていましたが、その中で独自の調査に基づいた結果、国が池田氏の不適切な発表により国民に対して誤解を招く事態となったことについての池田氏の社会的責任は大きいというふうに国として不適切な発表、誤解を招いたということ承認しています。国が税金を使って自分たちに研究をさせている研究班に対してこのような厳しい内容のこと、つまり自分たちを否定するような内容の見解を出すのは極めて異例なことだと考えています。

厚労省のこの見解について、昨日の池田氏の尋問において厚労省も事前にチェックしていたんだから、厚労省も責任があるんじゃないかと、こういった議論が出ていましたけれども、これについてはどう思われますか。

厚労省のチェックは、十分でなかったことをこの見解を持ってきちんと厚労省が表明していると思います。

それでは、昨日のA氏と池田氏の証言を聞いてあなたとしてはどう思いましたか。

1つ目は、ここにいないA氏、そして池田氏が証言したわけですがけれども、その中でここに来ていない塩沢氏のせいに関係しているような印象を受けたというのがまず1点です。もう一つは、Nイコール1の問題を随分と長く話していたようなんですけれども、今日大江さんが証言されたとおり、Nイコール1というのは私はマウス1匹にたまたま起きた結果を発表したことを指してN1の問題ということ

とでずっと記事から、そしてこの裁判の過程でも書いてきて、昨日まではNイコール1を知らなかったということでNイコール1という言葉だけで池田氏は言ってきたわけですが、突然スライドがNイコール1の組み合わせであることは知っていたと、当然だと、それ当然のことですので、言うまでもないことなんですけど、そういうことを言ってきたりとかして少し議論をミスリードしているような証言に聞こえる部分がありました。また、最後に裁判長のほうからの質問があった抗体を振りかける、血清を振りかける実験の妥当性についての質問があったと思うんですけども、あれについてももちろん目的が違えば、例えば症状に出ている人たちに対して抗体の有無を調べるようなことであればやっつけていい実験ですけども、目的がワクチンが脳に障害を起こすかということを確認するための実験ですので、その目的に合っていない、その結果と合っていないなという印象と、もしも池田氏が臨床経験に基づくいろんなことを言っているということであれば、140人もの症状を診察しているのであれば、その子たちの血清をマウスに振りかけてみればよかったわけであって、目的と実際の発表の内容が非常に合致していないという印象を受けました。

丙第2号証（厚生労働省研究班（代表：池田修一教授）が発表した研究内容に係る本調査の結果について）を示す

これは、信州大学の本調査委員会の調査結果なんですけれども、この結果についてあなたとしてはどういうふうに評価されていますか。

こちらは、結果は前記の規定に定める研究活動における不正行為及びガイドラインに定める特定不正行為は認められなかったというふうになっているんですけども、実際の内容としては私が記事に記載したNイコール1の問題であるとか、振りかけ実験であった問題とかについて厳しい指摘がなされています。そして、ここには不正行為はなか

ったと言っているわけではなくて認められなかったと書いてあるだけで調査員が求めているのは猛省と再現実験です。再現実験をして、その結果を公表することが求められていますけれども、そして発言の訂正、そのいずれも現在に至るまで行われていないことに対して池田氏の意図がどこにあるのかということは常に疑問に感じます。

丙第31号証（平成28年6月17日付WEDGE Infinity記事「子宮頸がんワクチン薬害研究班に捏造行為が発覚 利用される日本の科学報道(後篇)」）及び甲第1号証（雑誌『Wedge』2016年7月号抜粋）及び甲第2号証（ウェブマガジンWEDGE Infinityのウェブページプリントアウト書面）を示す

じゃ、マウス実験の取材経緯についてちょっとお伺いしていきますが、これらは今回の池田氏の成果発表会とNEWS23におけるマウス実験に関する発表の問題点を指摘した記事ですが、あなたが書いたものですか。

はい。

丙第43号証（16日の成果発表に関する質問とご回答のお願い）の2ページから3ページを示す

マウス実験に関する取材の経緯についてお伺いします。あなたは、2016年3月22日に池田氏にこの取材メールを送りましたか。

はい。

丙第43号証（16日の成果発表に関する質問とご回答のお願い）の1ページを示す

その前の1ページ目を見てください。これは、池田氏の回答なんですけれども、あなたはこの池田氏の回答に関し、どのように考えられましたか。

HLA型についての回答がまず全般にありますけれども、これについては私の行った質問と一切関係のない回答を返ってきていて非常に不誠実だと感じました。また、マウス実験に関する回答については研究

のオリジナリティーと論文作成のためデザインについても、それからデータについての解説もできないということで通常国の税金を用いている研究に対して問い合わせがあった場合にはそれが同僚の研究者からのものであっても取材であっても一般市民からのものであってもそれについての質問に真摯に答える義務というものがあります。しかし、そういった誠実な態度がとられなかったので、非常に不実だなというふうには感じました。

医師同士あるいは研究者同士の間でこういう御自身が発表した研究に関して問い合わせがあった場合は、通常どういうふうに対応するんですか。

既に発表している、発表というのは、それは論文発表や学会発表だけでなくメディアであったりとか、新聞の記事に書かれたりとか、そういうことも含めてだと思えますけれども、そういうものを書いて問い合わせがあった場合には説明をするというのは最低限の義務だと思います。

それは、科学界において共通のルールだということですか。

はい、常識だと思います。

あなたとしては、その池田氏の回答を見て今後取材をした場合に池田氏がどういう対応をとると考えましたか。

池田氏は、何も私に対して説明をするつもりもデータを開示するつもりもない。さらに、彼は当時医学部長で副学長という高い立場にあった人ですので、機関としてもこれを開示するつもりがないのではないかというおそれさえ抱きました。

そこであなたはA氏に取材をすることになったわけですね。

はい、そうです。

A氏は、当初取材に協力的でしたか。

ええ、非常に協力的でした。まず、A氏に対する取材は藤田保健衛生

大学の取材に同席してくれた方ですけれども、宮川剛教授を通じて行われました。そのときに宮川教授が池田先生があのような発表をされて世界に誤解が広まっている以上、実際に研究をされたA氏もしっかり自分で説明をしておく必要があるのではないかというふうな呼びかけを送ったところ、A氏のほうから私のほうからも喜んでしっかりとディフェンドさせていただきたいと思いますというふうな取材に快く応じるメールが来ていました。

その後A氏の取材に対する態度はどうになりましたか。

まず、池田氏と塩沢氏がA氏に私との接触を禁じているということ非常に気に病んでいる様子がありまして、その中で私が当時本件マウス実験の記事が出るずっと前ですけれども、子宮頸がんワクチン問題についてのシリーズの初めての記事である「あの激しいけいれんは本当に子宮頸がんワクチンの副反応なのか」というこの記事を高く評価してくださっていた当時日本産科婦人科学会の会長で京都大学の産婦人科講座の教授である小西教授が私と交流がありまして、小西教授がたまたまA氏の以前の指導者であったということがわかったため、小西先生を通じて説得をしてもらったところ、A氏が池田氏、それから塩沢氏の制止を振り切って恐らくは研究者たちの良心に基づいて話をするという趣旨で来てくれたものと考えています。昨日も尋問の中でA氏が小西先生から2日にわたり1時間以上の説得、相談を受けたということを自分で証言していましたけれども、そういったきちんとした考える時間を経て本当のことを話しに来てくれたA氏の取材という機会を持てたのは非常に大事だったなと思っています。

あなたとしては、A氏が研究者としての良心に従ってあの取材の場に来られたと、そういうふう考えたわけですか。

はい。医学部の中で指導、上司の教授あるいは医学部長という立場の

人は絶対的だ。そういった中で例えば研究費であるとか、就職であるとか、そういったものまでも、日常までも左右するような非常に力の強い、上下関係の大きな力関係の強い組織ですので、そういった中で上のほうの決定を振り切ってきたということは相当の覚悟があったものというふうに感じていました。

丙第73号証(A氏と被告村中璃子との間のメール「返答です。:雑誌到着のご確認」)  
の3枚目を示す

甲第1号証のウェッジの雑誌をA氏が読んだ後にあなたはA氏からこのメールを受け取ったということですか。

はい、そうです。6月17日ぐらいに多分雑誌は届いていまして、それを読んだ後に6月20日に私に来たメールです。ここにこのように書かれています。

この3枚目のところなんですけど、このA氏のメールの内容に対し、あなたとしてはどのように理解されましたか。

私といたしましては、「先日御会いした際、御話しをした内容が真実で、だいたい全てです。」というふうを書いてありまして、これは私の記事の取材を受け、さらにその取材をもとに書いた記事を読んだ後のメールですので、あの記事で聞いた内容をしっかり記述できたものということに確信が持てました。

丙第73号証(A氏と被告村中璃子との間のメール「返答です。:雑誌到着のご確認」)  
の4枚目を示す

ここに書いてあるウェブの記事というのは、先ほど示した甲第2号証の記事ということよろしいですか。

はい。ウェッジで時々やる形として本誌で書いたものを何度かウェブに出して展開していくということがあります。その際に本誌のほうに出したところに例えば誤りがあったりとか、書かれた人がこれは違う

といったことが出てきた場合にその部分を修正して本誌と誤りのあった旨を記載しながらウェブのほうで記事にすることがあります。そのため、今からでも追加することがあれば、あるいは直したほうがいいところがあれば原稿に修正を加えることが可能ですというメールを送っておりますけれども、その後記事を修正してほしい、ここが誤りであったといった指摘は私のほうに来ておりません。

訴訟が始まって以降のA氏の様子はいかがでしたか。

ちょっと今までとは違ったところが出てきました。まず第一に、今回法廷に証人として出廷してほしいということを原告側も被告側もみんな要請していたんですけども、原告の代理人の言葉によれば就職活動をしているためにその就職の面接の日とバッティングするかもしれないので、来れないかもしれないというのは最初に言っていたことで、それから私の顔を見ると致死性の不整脈が起きるかもしれないので、持病があるので、体調の理由で来れないかもしれないというふうに理由を二転三転させながら、なかなか証人出廷できるかどうか分からないというふうな状況が見られました。証言の中でも、昨日の証言もありましたけれども、当初の取材のときに語った内容とは違って原告とつじつま合わせているように感じられる部分もありました。というのもA氏が別にこの信州大学やめた後で移った国際医療福祉大学を信州大学から移動させた遺伝子改変マウス実験の移動の件で雇いどめになっているんですが、その件に関する裁判で池田氏と同じ方たちが代理人をしているということで非常に連絡をとりやすい状態にあったということがあるのではないかと考えています。

原告（第1反訴及び第2反诉被告）代理人野間（以下「原告（反诉被告）代理人野間」という。）

ちょっと異議あり。完全にこれ意見にわたっているんで、ある程度本人の体

験とか、本件に関係することでの意見を求めることに限定していただきたい  
と思いますけども。

被告（反訴原告）村中璃子代理人藤本

本件については、捏造に関する解釈が問題となっていて、意見にわたる部分  
も当然必要と考えます。

原告（反訴被告）代理人野間

それは一部はあります。本件の取材過程とか、意見書に関しては結構かと思  
いますが、訴訟活動に関してはお控えいただけますか。

被告（反訴原告）村中璃子代理人藤本

甲第1号証（雑誌『Wedg e』2016年7月号抜粋）の42ページを示す

昨日池田氏のほうは、この3段目にある「手渡した資料には子宮頸がんワク  
チン以外のワクチンでも強く緑色に染まった画像が何枚もあった。しかし、  
池田教授は、子宮頸がんワクチンでよく光っている写真と他のワクチンで光  
っていない写真が組み合わさったスライドだけを発表したのだという。これ  
は重大な捏造である」と、このところだけを主に証言されていたわけですが、  
今から他の捏造の部分について確認していきますけども、まず甲第1号証の  
冒頭41ページ、1段目にある「信じがたい捏造行為」、あるいは44枚目に  
ある「それぞれの立場と動機から、捏造に手を染める研究者たち—これが国  
費を投じた薬害研究班の実態だ。」と、こういった表現に使われている捏造と  
はどういう意味なんですか。

国の税金を使って子宮頸がんワクチンの副反応を研究している研究班  
が存在していない、証明されていないワクチンによる薬害を存在した  
かのように発表したことです。

その研究班の研究代表者は誰なんですか。

原告池田修一氏です。

ここでいう今お示しした2つの箇所という捏造とは具体的に何を指している

んですか。

具体的には第一義的にはワクチン打っていないマウスの脳切片を示しながら子宮頸がんワクチンを打ったマウスの脳だけに異常が起きたというふうな発言をNEWS 23等でしたことです。

甲第1号証（雑誌『Wedge』2016年7月号抜粋）の41ページを示す

この「信じがたい捏造行為」の前後の記載を見ますと、3行後ろに「子宮頸がんワクチンを打ったマウスの脳にワクチンによる異常が発生したという科学的事実はなく」とあって、その前に戻ると、にもかかわらず「子宮頸がんワクチンを打ったマウスだけ、脳の海馬・記憶の中樞に異常な抗体が沈着。海馬の機能を障害してそうだ」と、こういうふうにNEWS 23あるいは成果発表会でも同趣旨の発表をされたことが捏造に当たるということですか。

はい、第一義的にはそうです。

甲第1号証（雑誌『Wedge』2016年7月号抜粋）の43ページを示す

甲第1号証の43ページ目にある、この3段目に「A氏によれば、なんと発表された写真は、ワクチンを打ったマウスの脳のものではない」と、こうありますが、この部分が捏造を裏づける事実であるということですか。

はい、それは主な部分です。

甲第2号証（ウェブマガジンWEDGE Infinityのウェブページプリントアウト書面）の1枚目を示す

これはNEWS 23で放送された映像のキャプチャーですけれども、ここにある子宮頸がんワクチン異常ありと書いてあって、その下にある緑色に光った脳切片、これは子宮頸がんワクチンを打っていないマウスの脳切片だということですか。

はい、打っていないマウスの脳切片で池田氏もそのことを認めています。

NEWS 23で放送されたスライドであったり、厚労省成果発表会のスライ

ド、この両方とも緑に光った脳切片、これは子宮頸がんワクチンを打っていないマウスの脳切片だということですか。

はい、間違いありません。

甲第5号証（「ワクチン接種後の血清（自己抗体）のマウス海馬への沈着」と題するスライド）を示す

これも先ほど申し上げたとおり、成果発表会で出された資料ですけれども、これも子宮頸がんワクチンを打っていないマウスの脳切片だということで間違いありません。

はい。このHPVと書いたところが緑になっている脳切片、これはワクチンを打っていないマウスの脳です。

甲第17号証（A氏のプログレスミーティング資料）の31枚目を示す

これは、プログレスミーティングでA氏はこのマウス実験について池田氏らに説明するために用いたとされるスライドですけれども、このスライドにあるサーバリックス12か月と書いてある緑色に光った脳切片も子宮頸がんワクチンを打っていないマウスの脳切片だということですか。

これもワクチンを打っていないマウスの脳切片です。

甲第7号証（「ワクチン接種後の血清（自己抗体）のマウス海馬への沈着」と題するスライド）を示す

これは、平成28年1月8日の班会議で塩沢氏がこのマウス実験について池田氏らに説明するために用いたスライドですが、これもHPVと書いてある緑色に光った脳切片が子宮頸がんワクチンを打っていないマウスの脳切片だということですか。

これもワクチンを打っていない脳切片です。

そうすると、プログレスミーティングのスライド、班会議のスライド、NEWS23のスライド、成果発表会で池田氏が発表したスライド、この計4つのスライドにある緑色に光った脳切片はいずれも子宮頸がんワクチンを打っ

ていないマウスの脳切片だということですか。

はい、そうです。

丙第79号証の3（NEWS 23反訳）を示す

これは、池田氏のNEWS 23の発言の全部反訳ですけれども、この2枚目ですが、子宮頸がんワクチンを打っていないマウスの脳切片なのに、池田氏は子宮頸がんワクチンを打ったマウスだけどうも脳の海馬といって記憶の中  
枢があるとこに異常な抗体が沈着して海馬の機能を障害していそうだと言っ  
ています。これは、事実ではないということですか。

これは事実ではありません。

その下ですが、これは明らかに脳に障害が起こっているということですね。  
ワクチンを打った後こういう脳障害を訴えている患者さんの共通した客観的  
所見がこうじゃないですかということを提示できていると池田氏が話してい  
ますが、これは事実ではないということですか。

事実とは思いません。

その前後のナレーターの記載から見て、その発言というのは何に関するもの  
だと考えますか。

池田氏のほうは、これはNEWS 23の編集だと言っていますけれど  
も、この共通した客観的所見、明らかにといった提示できている、そ  
の根拠となっているのはこのマウス実験のスライドであるとしか読め  
ません。

あなたとしては、池田氏が主張するような編集の間違いをTBSの記者がさ  
れると思いますか。

まず、昨日のお話ですと4度も取材を受けていたということで、途中  
でもしもこの実験に関する記者の理解が間違っていれば、池田氏のほ  
うからその理解を促す間違いを正す機会は何度でもあったと考えます。  
また、もしも私が自分の意図とは違う発表をこのような形でされた場

合には私が専門家として取材を受けて話をした場合にこのような意図とは違う形で発表されたら、すぐさまその報道を行った媒体のほうに私であればクレームを入れます。

甲第18号証（平成28年3月16日成果発表会の録音反訳（開会挨拶から原告説明部分まで））の13ページを示す

これは、成果発表会での池田氏の発言の反訳ですけれども、下から8行目以下に「脳の海馬と呼ばれている記憶の中核のところに、このHPVワクチンを打ったマウスだけ、こういう異常抗体がついている。」と、その後下から2行目に「だから、このマウスは脳と末梢神経と同時に障害を受けていそうだ」と言っています。これは、事実ではないということですか。

事実ではありません。

だから、あなたは成果発表会で池田氏が子宮頸がんワクチンを打ったマウスだけ脳の海馬に異常な抗体が沈着していて、脳に障害が起こっていると発表したり、あるいはNEWS 23で池田氏が明らかに脳に障害が起こっている、ワクチンを打った後こういう脳障害を訴えている患者さんの共通した客観的所見がこうじゃないですかということを提示できているという発言をしたことを捏造だと表現したわけですか。

はい、存在しない薬害を捏造していると思いました。

丙第74号証の4（意見書）の3ページを示す

これは、柳沢正史先生の意見書ですけれども、3ページ目の最後の2つの段落で、実際に行われたワクチンを接種したマウスの血清を他の正常マウスの脳に振りかける実験からは、HPVワクチンを打ったマウスだけ脳に障害が発生したという研究結果を導くことは不可能であって、このような研究結果は存在せず、事実でありませんと、こういうふうに指摘して池田氏の発表が捏造であるという結論を出していますが、この意見についてはどう思われますか。

柳沢先生は、ノーベル賞候補にも何度もなっている大変実験の経験も豊富な方ですけれども、ここに、故意に存在しない研究結果を、全く異なる種類の実験データに基づいて発表したものとして、厚労省の研究活動における不正行為への対応等に関するガイドラインにおいて捏造に当たると同時に事実でないことを事実のようにこしらえたものとして一般的な用語の意味においても捏造に当たりますと表しています。

あなたとしては、その意見に関して同意されるということですね。

はい、同意しています。

甲第1号証（雑誌『W e d g e』2016年7月号抜粋）の42ページの3段目を示す

ここに先ほど引用した「手渡した資料には子宮頸がんワクチン以外のワクチンでも強く緑色に染まった画像が何枚もあった。しかし、池田教授は、子宮頸がんワクチンでよく光っている写真と他のワクチンで光っていない写真が組み合わさったスライドだけを発表したのだという。」とありますが、これはA氏の取材に基づいて書いたんですか。

はい、A氏の発言について書いたものです。

丙第83号証（陳述書（2））の1ページから10ページを示す

丙第83号証の1ページから10ページというのは、先ほどから何回も出ている乙第7号証の2の取材反訳を抜粋したもので宮川教授、大江さん、村中先生、それからA氏、4人のやりとりが書かれているところで、それを抜粋したのですが、この中で他のワクチンを打ったマウスでも緑色に染まった画像が何枚もあったこと、池田氏がその中から今回の成果発表会のスライドの画像をピックアップしたこと、こういうことをA氏が取材で話したということですか。

はい、そうです。これは、先ほど大江さんも読み上げていましたけれども、8ページのところに「ミーティングのときにね、「先生、そう言

うけれども、他のマウスも緑に染まってるじゃないですか」って言ったら、「それはいいんだよ」っていう話が出てきて、池田先生に確認しているということが書いてあります。それから、私のほうからもサーバリックスの先ほどから出ている写真、あの中ですごくやっぱりサーバリックスがきれいにくっきりと緑に写っているの、これについても私は質問しています。「サーバリックスの差ってやっぱりすごく濃く見えますけど、こういうふうにきれいに他のものでも染まることってあったんですか。」と、するとA氏は「ありましたよ。」「だけど、この、一番サーバリックスがきれいに染まっているデータを池田先生にお渡しした理由は何かあるんですか。」と私が聞いたら、「いや、だから、それだけじゃないですもん。」とA氏。私が「もっと、これが何枚もある。」、A氏「もう、もう何枚もある。」、村中「あ、で、池田先生が、これ取ったの?」、宮川「で、それ、これピックアップ。」、「ピックアップしただけなんですよ。」とA氏が発言しています。

このやりとりの中で何枚もあったという他のワクチンを打ったマウスでも緑色に染まった画像というのは、マウス海馬の画像であるとあなたは理解していましたか。

マウス海馬の画像についてしか問題にしていまないので、当然マウス海馬の画像ですし、先日池田氏もマウス海馬の画像の話しかしてないと御自分で発言されていきました。

今その池田氏の発言というのは、この研究班での話ということですか。

いいえ。きのうの証言、尋問のときに網膜のものはもともと話にしていないというふうにおっしゃっていました。

それは、研究班においてということですね。

はい、そうだと思います。

取材に同席していた大江さんと宮川さんは、マウスの海馬の画像であるとい

う前提の話であるという理解を共通理解だったんですか。

当然海馬のマウス画像の取材に行ったので、その理解です。

甲第1号証（雑誌『Wedge』2016年7月号抜粋）の42ページを示す

甲第1号証の42ページ，3段目のこの部分が主たる捏造となる事実の摘示だと，こう主張されているんですけども，この原告の主張についてはどう考えていますか。

一般的な読解力をもってすれば，この部分が主たるとは読めないことは明らかです。私は，このマウスの実験の前提からワクチンを打ったマウスの脳に異常が起きたという発言をしたことを先ほどから申し上げているようにこの前提と結果のギャップ，これについて薬害の捏造だと申し上げているのは第一義です。そのほかにもNが1の問題であるとか，幾つかの問題がありますけれども，前提としてはその部分です。

他の意見書，ほかの研究者の方の意見書出されていますけども，ほかの方はどのように述べられていますか。

これまで計4通の意見書が出ていますけれども，全ての方がこのような・・・。

計3通ですか。

ごめんなさい。

宮川教授は陳述書なので。

宮川先生の陳述書も入れると4通の専門家の意見が提出されていますけれども，その中でこうしたワクチンの血清内の抗体の産生を見るタイプの，振りかけるタイプの実験をもってワクチンを打ったマウスの脳に異常が生じているというふうな結論を導くことは捏造行為に当たるといって判定をしています。

原告が先ほど指摘した部分が主たる捏造となる事実の摘示だと言っているん

ですけれども、それに関してはあなたとしてはどういうふうを考えておられますか。

基本的にはA氏が、池田先生が幾つもあるから、ピックアップしたという発言をしたということ、済みません、出してもらえますか。摘示しているということしか……。

甲第1号証（雑誌『Wedge』2016年7月号抜粋）の42ページを示す

甲第1号証の42ページ，3段目。

A氏がそう発言したという事実を摘示しかしていませんし、甲第2号証、WEDGE Infinityのウェブ版の記事でも2ページ目、「A氏が語ったことの詳細は」ということの中の4番目として「子宮頸がんワクチンだけが光った画像とグラフは、数あるマウスの脳切片の1つ（N=1）にたまたま起きた状態である」というふうに書いていますので、A氏の発言の内容を摘示したにすぎません。

先ほどの甲第1号証の記事なんですけれども、手渡したというのは、これは誰に手渡したというふうに書いているんですか。

私は、誰に手渡したとも書いていないんです。A氏が示した、渡した発表者、研究者あるいは発表する人、それから責任者としてこの研究を取りまとめる人に渡したという意味で書いてあって、誰にということを書いている記述は一つもありません。

誰に手渡したどうかというのは、本質的な問題じゃなくて池田教授がピックアップしたから、問題だと、こういうことですか。

そうです。幾つもあったことを認識しながら、その中の都合のよい1つを選んだということが問題であって、認識していたかどうかという意味で書いたにすぎません。

それは、池田氏が公表をしたからということですか。

そうです。彼は、主任研究者であり発表する立場にあった人だからで

す。

甲第1号証（雑誌『Wedge』2016年7月号抜粋）の40ページ及び甲第2号証（ウェブマガジンWEDGE Infinityのウェブページプリントアウト書面）の1枚目を示す

甲第1号証の40ページのタイトルのほうですけれども、「子宮頸がんワクチン薬害研究班 崩れる根拠，暴かれた捏造」，それから甲第2号証の1枚目のタイトル「子宮頸がんワクチン研究班が捏造」とありますが，これはあなたが書いたんですか。

いいえ，違います。これは，普通タイトル回りとか，リードといったところは編集部責任ですので，担当編集者で編集長だった大江さんがつけました。

甲第2号証（ウェブマガジンWEDGE Infinityのウェブページプリントアウト書面）の5枚目を示す

辞任でうやむやの小見出しの上に「これは「子宮頸がんワクチンを打ったマウスの脳に障害が起きた」と言うために造られた実験であり，”捏造の意図”があったと結論付けざるを得ない。」とありますが，これはどういうことなんでしょうか。

まず，この発表の内容と先ほどから何回も言っていますけれども，もともとの前提の実験が全く合っていないこと，それから池田先生がワクチンを打っていないマウスの脳を示しながら，ワクチンを打ったマウスの脳だけにというふうな表現，それからすぐデザインの内容とか，それからデータの一部，全体のデータをくれと言っているわけではなくてどんな実験なのか説明してくれといったことを聞いても答えない。それから，スライドが最終的にA氏からもらえなかったんですけれども，それは池田先生と塩沢先生が出すなど言っているからだというふうにA氏は言ってきていますけれども，そういったもともとのスライ

ドが出てこなかったという、何か情報を隠すような行動の全体を総合して考えると、やはりこれは子宮頸がんワクチンを打ったマウスの脳に異常があった、障害が起きたというための実験になっているのではないかという、ここの部分、全体的な捏造の大きな根拠というのはここにあると思います。

池田氏は、ワクチンを打っていないマウスの脳であるということを知りながら、ワクチンを打ったマウスの脳だと発表したことについては今まで御説明いただきましたけれども、マウス1匹の血清を用いた結果にすぎないこと、つまりNイコール1であることを池田氏は知っていたながら発表したんですか。

はい、知っていたとは思いますが。

それは、なぜそういうふうに言えるんですか。

まず、Nの問題、つまり何匹のマウス、母集団の中であって、それが何匹のマウスで再現されたのか、同じことが起きたのかというのは研究データの評価をする際に一番重要なポイントです。それをこれだけの研究経験のある池田先生がNの数に興味を持たず、そしてその確認をしなかったということは考えがたいからです。

もし本当に池田氏がNを確認していなかったとすれば、それはどういうふうに評価できるのでしょうか。

意見書にもあると思うんですけども、意図的でなくても確認を怠った重過失があった場合にそういった虚偽の実際の起きていないデータを発表してしまった場合にはそれも不正に当たるというふうなガイドラインがあります。もちろん書いた当初から私はそういったガイドラインがあるということを認識していたわけではありませんけれども、幾つかの専門家の意見書を得る過程でこういったものも研究者コミュニティの中でも捏造に当たるというふうに認識されていることを知りました。

丙第74号証の4（意見書）の6ページを示す

丙第74号証の4の柳沢先生の意見書の6ページの下から5行目以下を示しますけれども。

「したがって、池田修一氏は、「研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠った」ものであり、その結果、「HPVワクチンを打ったマウスだけ、脳に障害が発生した」という存在しない研究結果を作成して発表したことになり、「厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」において「ねつ造」にあたると考えます。」とあります。

甲第1号証（雑誌『Wedge』2016年7月号抜粋）の42ページの4段目を示す

先ほどのNイコール1の問題というのが記事でいうと、ここにある「チャンピオンデータで議論を進めるのは紛れもない捏造である」と、この部分を指すんですか。

はい、そうです。

この意味からも捏造であるということですね。

はい。

次、今回あなたは訴訟の初めの段階からプログレスミーティングの資料や実験ノート、生データの提出を池田氏に求めてきましたが、提出されましたか。

なかなか提出されることがありませんでした。最終的に提出されたのは、1年ぐらいたってからだと思います。プログレスミーティングの資料というものだけが提出されています。

甲第17号証（A氏のプログレスミーティング資料）を示す

これが池田氏が裁判所に提出したプログレスミーティングの資料ですね。

はい。

丙第86号証（第1回本調査委員会資料一式）の95ページから113ページを示す

す

これは、本調査委員会に提出されたプログレスミーティングの資料ですね。

はい。

甲第17号証は、池田氏がプログレスミーティングの資料であると主張している計47枚のもの、一方でこの丙第86号証の95ページから113ページは本調査委員会に提出されたプログレスミーティングの資料で合計19枚なんですが、甲第17号証には丙第86号証にはないマウスの網膜の画像が含まれていることはわかりますか。

はい、わかります。

甲第17号証（A氏のプログレスミーティング資料）の14枚目から19枚目を示す

甲第17号証の14枚目から19枚目ですけれども、これらマウスの網膜の写真なんですか。

はい。このRetinaと書いてあるものが網膜のことです。

レティナという英語のことですね。

はい。

甲第36号証（陳述書（2））の2ページを示す

（5）の段落ですけれども、そこでは塩沢氏が勘違いした資料を本調査委員会に提出したのだろうという主張をA氏がされているんですけど、これについてはどう考えておられますか。

私のこの原告側からプログレスミーティングの資料が提出されたのは、ちょうど私がA氏の取材の反訳を出したすぐ後なんですけれども、それを見て恐らくその部分で網膜のことに一言触れている部分があります。私たち、宮川先生も私も大江さんもレティナの問題関係ないと思っていたので、議論を全く深めることもしていませんけれども、その部分を見て恐らく何かの議論に使えるのだということで後からこ

のレティナの部分の画像を足したのではないかというふうには推測はしています。よって、塩沢先生がきのうなくしてしまったから、誰かからもらってまた出したみたいなことを言っていましたけれども、ちょっとその部分の信憑性はわからないなというふうには考えています。

原告（反訴被告）代理人野間

まず、今回Wedge 7月号に原稿を書くということについて大江さんとの間で話題に上ったのはいつごろですか。

3月の段階でHLAの記事を出したときに、マウスのほうについてはどうしても情報が得られていないと、そういうことでいつかもしも大江さんがやめる前までに間に合えば書きたいということで話していたというだけで、二、三月の段階からずっとこの問題についての取材を続けていました。

もちろん知っています。大江さんがやめる前というのは、6月末をもってやめる可能性があるという認識あったんですか。

はい、ありました。

そういう話がちょうど10年たつから、もしかしたら異動になるかもしれないと、こういうお話があったんですか。

そうです。

具体的に本決まりになったのは、当然のことですが、6月3日の取材の後ですよね。

そうだと思います。私は、そのことはプライベートなことなので、よく知りません。

ごめんなさい。記事を書くことです。

準備はしていたんですけれども、具体的に3日の取材がとれることになったので、これなら記事になるねという話をしました。

6月3日の記事を受けてこの内容を中心に書こうと。

はい、そうです。

初稿を出されたのはいつですか。

それも先ほどから何度も聞かれているんですけど、私も見ないとわからないんですが、多分……。

あなたに聞いたの初めてだけど。

いやいや、大江さんにも何度も聞かれて、彼に私は記事をずっと送っていますので、パソコン……。

別に大体でいいです。

締め切りいつもぎりぎりなので、多分7日か、8日か、そのぐらいだと思います。

6月7日か、8日ぐらい。

はい。

初稿を出す前に具体的に確認した内容ですが、池田さんには連絡をとられていないですね。

とっていません。

それはなぜですか。

池田氏は、まず回答、取材を拒否していました。そして、A氏にも私の取材に応じないようという指示を出していましたので、まずA氏の取材に基づいて書くしかないという判断でいました。

丙第43号証（16日の成果発表に関する質問とご回答のお願い）を示す

これ先ほど主尋問でも提示があったと思うんですが、池田先生との3月のやりとり。拒否していたというのは、この回答をもって拒否したという意味ですね。

はい。

この内容は取材拒否とか、返答拒否ということではないんじゃないですか。

いいえ、私の質問のほうをよく見てください。たくさんの質問を具体的に挙げています。それについて……。

結構です。それから、■さんにスライドを結局もらえなかったですね。

はい。 A

もらえた場合ともらえなかったことに関して、記事を書くとか内容によって変化はなかったんですか。

もらえればより確たる事実が出てくる可能性があったので、安心感を持って書けたと思うんですけども。

なくても書けるということね。

池田氏があの実験のデザインから、A氏は私のところに実験デザインを話しに来るといふふうに昨日も尋問で言っていましたけれども、A氏から確認した実験デザインをもって発表を行ったという事実だけで私はこの捏造という薬害があるかのような情報を社会に公開したということの大筋は変わらないという判断でいたので、変わらないと思います。

結構です。捏造という表現についてお聞きしますけれども、先ほど大江さんの尋問のときに初稿の話をしたときに大江さんが捏造という表現はむしろ自分のほうがリードしたんだというような趣旨の発言があったんですが、それ聞いておられましたね。

はい、聞いていました。

初稿の中に捏造という言葉を入れることはあなたのアイデアなんですか、大江さんのアイデアなんですか。

よく覚えていませんけれども、捏造というのはかなり強い言葉なので……。

よく覚えていないならよく覚えていないだけで結構です。

覚えていません。

具体的に大江さんから捏造という言葉を使ったらどうかという指示を受けたわけではないですね。

受けていないと思います。覚えていません。

被告（反訴原告）村中璃子準備書面（2）（平成29年3月14日付）の4ページを示す

先ほど主尋問のときに、ちょっと早口でわからなかったんですけど、捏造とは云々かんぬんで発表することという御発言があったんですけども、基本的にはこの準備書面4ページの「いずれの「捏造」の表現も」というところ以下に書いてある内容と同一のことをおっしゃったということによろしいですね。

はい。

この記事に用いられている捏造というのは、全てこの意味だというふうに準備書面にも書いてあるんですけど。

全てというか、原則第一義的にということです。

「いずれの「捏造」の表現も」というふうにありますので、この意味……。

揚げ足をとらないでください。もちろん原則的にそういう意味で書いています。

甲第1号証（雑誌『Wedge』2016年7月号抜粋）の44ページを示す

そうすると、甲第1号証の44ページ、左から七、八行目、最後の段落ですけども、ここの「それぞれの立場と動機から、捏造に手を染める研究者たち」というふうにありますね。ここは複数ですね。

そうです。

これは誰を指すんですか。

これは、スタッフのときと一緒になんですけれども、複数の人が……。

端的に答えてください。誰のことですか。

簡単に答えられないので、待ってください。基本的原則としては、池

田氏と塩沢氏と<sup>A</sup>氏です。

塩沢氏と<sup>A</sup>氏は、成果発表会とかNEWS 23で発表、発言していないですね。

あの発言に至るまで・・・。

していないですね。

していないです。

結構です。

していないので、池田さんの言葉だけを書きました。

乙第3号証（厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン）の6ページを示す

結構です。これ、まず現段階では当然御存じですね。

はい。

ガイドライン。

はい。

本件執筆当時は御存じでしたか。

知りませんでした。

科学の問題をこの原稿では書いて、あなたは裁判を起こされたとき科学の問題を法廷に持ち込んだというふうに池田さんに批判されたと思うんですけども、科学的な論を書くときにこの定義を知らずに書いたということになるんですか。

そうです。私の執筆活動は、冒頭で述べましたとおり、一般誌に向けて科学の問題をわかるように書くというのが原則です。そういった意味でガイドラインの評価をしているわけではありません。

では、現段階での評価で結構ですけども、この「存在しないデータ、研究結果等を作成すること」というのは先ほど示した村中準備書面（2）の4ページの記載と同一のことなんですか。

どこですか。どれとどれが同一と聞いているのかわかりません。  
この先ほど示した準備書面の内容と乙第3号証の6ページの真ん中辺の1,  
捏造の「存在しないデータ, 研究結果等を作成すること」というのは同一の  
意味という意味ですか。

基本的に同じような意味だと思います。この書面は, これを見て書いて  
いるわけじゃないので。

甲第1号証(雑誌『Wedge』2016年7月号抜粋)の42ページを示す  
3段目の「これは重大な捏造である」というところ, 先ほど主尋問でここは  
主たる事実摘示ではないとおっしゃったのでしょうか。どういう表現だった  
んですか。

ここだけをいつもそちらが話題にしてきますけれども, 私はこの記事  
のトータルで実験のデザインと実験デザインでその発表の内容です。  
それから, 幾つもの中からピックアップしたことも含めてトータルで  
捏造だと言っているという意味です。そこではないということです。  
結構です。ここだけではないという趣旨でおっしゃったのね。

はい。

この甲第1号証の本文で指示代名詞がついているのはここだけなんですけれ  
ども。

指示代名詞。

甲第1号証(雑誌『Wedge』2016年7月号抜粋)の42ページを示す  
はい, 「これは」というところですけども。「これは重大な捏造である」と直前  
の文章を受けていることになりますけれども, これに対して41ページの一  
番上のところは「信じがたい捏造行為の存在だった」とありますが, NEWS  
23の発言がという指示代名詞がないですね。

そうですね。

NEWS23の発言ですが, あなたはNEWS23に対してあの報道はおか

しいんじゃないのかとか、池田先生の発言は本当なのかとか、そういうクレームといたしますか、連絡をしたことありますか。

私がクレームをつける立場にありませんので、もちろんしません。申し入れ自体ないんですね。

していません。そちらがするべきではないんですか。そんなことを議論しなくていいんですけれども、表現が誤りで世間に対して間違った情報を流布するのを阻止したいんだったら、NEWS 23に申し入れしてもいいんじゃないですか。

それは、メディアを通じて発言をなさる専門家の方の責任であると思います。よく責任をメディアに押しつけてくる専門家がいますけれども、そういった立場に私はおりません。

甲第28号証（原告宛送付書）及び甲第29号証（信州大学学長宛送付書）を示すこれは、恐らく平成28年6月17日ごろに信州大学の学校なり池田先生に届いたWed g e平成28年7月号に同封されていた書面です。見たことありますね。

はい。

これを送るということは、事前に聞いていましたか。

大江さんが手紙を送ったというのは聞いていました。雑誌は送っておきました。いつもやることなので、私が・・・。

後で聞いたということですか。

後か、同時かわからないけど、送っておきましたと言っていたような気がします。

何で大学に送ったということを知りましたか。

大学というよりもこれがやっぱり大学として対応をとるべき問題、それほど重大な問題であるというふうに大江さんも私も一緒に記事をつくっていく中で考えたということ。大変な問題をやっぱり書い

たというふうな認識はありました。

甲第1号証（雑誌『We d g e』2016年7月号抜粋）の44ページ以下を示す。  
甲第1号証の44ページ以下ですけれども、先ほど科学の記事をわかりやすく書くというお話がありましたが、ここに池田先生の学長選、学部長選等々を動機という形でまとめられていますけれども、本件実験なり発表なりと関係のないことが書かれていますね。

はい。

何でこれ書いたんですか。

私は、別にこの科学の問題だけを専門誌に書く仕事をしているわけではなくて、時には週刊誌、それからスポーツ新聞、グラビア誌などいろんなところに執筆をしております。そういった中で読者を喜ばせるためのいろんなこともあります。また、これはやっぱり彼がどうしてこんな発表をしたのかという、どういう人物なのかということをやはり私は興味を持った部分だし、読者も興味を持つ部分だと思ったので、しっかり取材をして池田氏に近い人にたくさんの取材をして書きました。

それは、池田先生には確認しないでいいんですか。

池田氏の周りの評価ということで書きました。

甲第34号証（「証拠資料も改ざん？子宮頸がんワクチン薬害ねつ造実験裁判で。」と題するnote記事）を示す

結構です。これあなたの執筆の記事ですね。

そうです。

「証拠資料も改ざん」とありますが、これ先ほど主尋問の最後のほうに出た要はプログレスミーティングの枚数の問題ですね。

そうです。枚数だけではない。内容が違います。

昨日■■先生のこの点に関する御証言聞いておられましたね。

A

はい。

甲第37号証（本件プロGRESSミーティングのスライド資料ファイルのプロパティ情報）を示す

これはごらんになりましたか。

見ました。

これを見ても訂正されませんか。

別に改ざんの疑いは消えないと思います。訂正しません。

あなたは、丙第86号証の内部資料の19枚という記載が正しいんだというのどこかで裏づけとられているんですか。

裏づけというよりもこの・・・。

とられているの。イエス、ノーで答えられる質問をしているんで、質問にイエス、ノーで答えてください。

とっています。

じゃ、何ですか。おっしゃってください。

今答えようとしたのに、あなたが阻止したんでしょう。

そんなことを聞かなくていいです。次の質問なんだから。

まず、丙第86号証は何の本物かということによる。丙第86号証ってちょっと見せてもらっていいですか。全部ですよ。

丙第86号証（第1回本調査委員会資料一式）を示す

丙第86号証は、私が取材の過程でことしの6月の末になって初めてこの調査員の資料を持ち得る立場にある方から直接提供された資料からです。さらに、この資料が信頼性の高いものである本物であることは7月に入ってから開示された文科省が開示した調査員の最終報告書と同一の内容でしたので、これが信頼性の高い原本であるということが確認されました。

私は、最終報告書が偽りのものだということを言っているわけではありません。

最終報告書の中身にプログレスミーティングの資料が19枚であるというふうに断定されていることについて裏づけをとったかどうかを聞いています。

その部分わからないんで、私たちはこれは推測の範囲で書いて「改ざん？」というふうにハテナをつけています。

それで、改ざんという言葉を使っているんですね。

そうです。改ざんの疑いは消せないという意味で書いています。

甲第37号証を見ても訂正されないんですか。

しません。

甲第31号証（新潮45編集部からのFAX）を示す

これは、■さんに接触しようとして、この裁判が起こってからだと思いますけれども、<sup>A</sup>A氏が所属している大学に送った書面ですね。

そうです。これは、別の媒体の記事を書くときの記事です。

結構です。その前にAさんの自宅を訪問されていますか。

はい、しました。

あなたは、御自分をペンネームで書かれて自分の連絡先も明かさないのに、御自宅のほうには行かれるんですか。

取材ですので、行きます。

そうすると、例えばこの裁判で判決で私どもが勝つと私どもはあなたに対してお金の請求ができるんですけども、どちらに行けばいいんですか。

藤本さんのほうにお願いします。

藤本先生は、この裁判の代理人であってあなたの住所じゃないですよ。

うん。でも、これは別に開示する義務は関係ないと思います。

先ほど科学者の常識という議論がありましたが、あなたの周りでジャーナリストを名乗る中で本名も連絡先も開示しない方ほかにいらっしゃいますか。

ペンネームで執筆している方はたくさんいます。

原告（反訴被告）代理人清水

最後の言葉ですけど、ペンネームであるということと裁判で本名を出し、裁判所に事実を告げることというのは全然別です。

はい、わかりました。

ペンネームでありながら、裁判になって裁判所に本名も言わない、住所も教えないというジャーナリストはどなたですか。

知りません。私はしなだけです。

いいです。自分以外知らないですね。

知りません。私は、裁判のことよく存じ上げません。

乙第9号証（「申し入れ」と題する書面）の1枚目を示す

余計なことは言わなくて結構です。質問だけに答えてください。日付が2016年5月30日になっている、これは村中さんと宮川さんと鈴木光明さん、3人の連名で国際医療福祉大学の学長宛てに申し入れを出した、そういう文書ですね。

はい。

これは、A氏に対する取材をするための文書ですよ。

そうだと思います。

だと思いますってこれあなたの名前書いてあるけど、この文書……。

ちょっと読ませてください。そんな急に渡されてもわかりません。

あなたの裁判の記録です。

ちょっと待ってください。

自分で起案されたんじゃないんですか。

はい、そうです。

弁護士に聞かないでください。

何で弁護士に聞いちゃいけないんですか。ちょっと読む時間をいただいてもいいですか。

裁判長

それは結構です。今尋問なので、聞けないんです。わかる範囲で答えてください。

これは、A氏の取材を申し入れるために送った資料です。ファクスだと思います。

原告（第1反訴及び第2反訴被告）代理人清水

この起案は、あなたがしたものでですか。

起案は、私が多分書いたものではないです。

どなたですか。

大江さんが書いたものだと思います。

この文面ですることについては、事前にあなた確認していますか。

私も宮川さんも鈴木先生もみんな確認していると思います。

大江さんが起案されて、あなたのほうでは何の修正もしないでそれを出すことを了解していますか。

しています。

乙第9号証（「申し入れ」と題する書面）の2枚目を示す

これをつけて送ってあるというのは御存じですか。

余り記憶がないんですけども、これが残っているということはきつとつけていたんでしょう。余り本当に覚えていません。

その下のほうに丸が3つ目のところに XXXXXXXXXX 先生の主な質問内容というところがありますね。

A

はい。

実験に用いたマウスの数、ワクチンの投与量、結果の分布などスタディのデザインや条件、なぜNF- $\kappa$ B p50欠損マウスを用いているのか、ワクチン接種した少女は欠損していない、なぜワクチンによる自己抗体、IgG沈着と考えるのか、当該マウスのIgG産生能は著しく、こういった質問内容書かれていますか、この質問内容全部確認されていますか。

確認しています。

このマウス実験についての全体の実験に用いたマウスの数というのは聞いていますか。

もう一回言ってください。

3つの質問内容がありますよね。

はい。

実験に用いたマウスの数を質問していますかと聞いたんです。

反訳を見ないとちょっとわからないんですけども。

聞いたかどうかだけで、あなたの記憶でいいです。

聞いたかどうかで何ですか。これは、このメールの中でこういうふうに質問、教えてほしいことの内容ということで多分大江さんがファクスしてくれたと思うので、このときに書いたのはこれなんじゃないかと思います。

そうではなくて、質問に答えてください。

どこで誰に質問したかですか。

■さんにです。

A. ■さんにいつですか。

A

6月3日に面談で質問するためにこの3項目を書いているんじゃないですか。

はい、そう思います。

だって、あなた名前出して送ることについてオーケー出しているんでしょう。

出しました。取材もしていますけど。

だから、実験に用いたマウスの数は聞いているですかと聞いたんです。

聞いたと思うんですけど、これは前段があって・・・。

聞いたかどうかだけです。

当時ですか。その日に聞いたかどうかわかりませんが・・・。

だったらいいです。

じゃ、覚えていません。

実験というのは何を指しますか。

この池田先生が発表された実験の詳細です。

実験というのは・・・。

マウス実験の詳細。池田氏が発表したこのスライドの実験の詳細です。

甲第5号証（「ワクチン接種後の血清（自己抗体）のマウス海馬への沈着」と題するスライド）を示す

今このスライドというのは、この附属資料のところに貼ってあるこのスライドのことですか。

この甲第5号証のスライドに使われた実験の内容を教えてくださいということですか。

実験に用いたマウスの数というのはそういう意味ですか。

そうです。

ここに至るまでの実験に用いたマウスの数とかには関心はないんですか。

それももちろんありますけれども、それは取材の過程で聞くつもりだったので、それはそんな具体的な細かいことは書いたつもりありません。実験に用いた・・・。

質問に答えてくれればいいです。

それだったら今の答えでオーケーにしてください。それ以上答えられません。この実験に用いたマウスの数です。

質問に答えればいいです。黙ってください。質問だけに答えてください。

被告（反訴原告）村中璃子代理人藤本

質問がわかりにくいんです。質問が明確じゃないので、答えにくい状況になっています。

原告（反诉被告）代理人清水

それでは、マウスの網膜については何匹だったとか、そういう聞き方してい

ますか。

興味がないので、していません。

ワクチンの投与量というのがありますけども、これ聞いていますか。

これは、直接質問していなかったんですけども、彼がくれた資料の中にありました。

この日のことを聞いていますから。つまり・・・。

被告（反訴原告）村中璃子代理人藤本

今この日というのはどの日のことですか。

原告（反訴被告）代理人清水

6月3日のことです。これ6月3日の取材のためでしょう。

被告（反訴原告）村中璃子代理人藤本

乙第9号証自体5月30日ですよ。

うん、5月30日のファクスです。

原告（反訴被告）代理人清水

5月30日に送って、1枚目、だってあなたオーケーしている。6月6日まで取材に応じてくれて書いていないじゃないですか。それで、6月3日に会っているじゃないですか。

ちょっとゆっくりしゃべってくれないと私も・・・。

あなたが早いので、私も合わせているんです。

自分がどういう順番でどういうことをやったのかをこれ見ながら思い出さないとわからないので、少しゆっくりやって、あとわかりやすく質問してください。

6月3日のA氏との面談のときにワクチンの投与量は聞いていますか。

その当日は聞いていないと思います。

結果の分布というのがありますけども、結果の分布というのには聞いていますか。

結果の分布という言葉でちょっとこのときにどういう意図をしたのかわかりませんが、ここで計画した質問を全部きちんとそのときに聞いたかどうかはちょっと記憶が曖昧です。

その後のノックアウトマウスを用いているのか、なぜというのありますけども、2つ目です。これについては質問していますか。

多分したと思います。ちょっと反訳を見せていただいたら、その部分を出せると思うんですけど、それもちょっとどこで聞いたのかというのがメールのやりとりだったのか、当日聞いたのかもちょっとかなり前のことで思い出せません。

じゃ、ここはどの時期でもいいんですけども、なぜノックアウトマウスを使うんだというふうに言っていましたか。

自己抗体の産生を見るために彼がパイロットでやっている実験だという、A氏の説明はそうでした。

その次のなぜワクチンによる自己、ここは聞いていますよね。沈着云々のことについては、大江さんからそもそもたしか一番最初に言葉を出しているんで、それはありますね。

.....

甲第1号証（雑誌『Wedge』2016年7月号抜粋）の44ページを示す

その一番上の段のところで「ヒトへの投与量の100倍以上」というふう  
に書いていますね。

はい。

続けて「一体何がしたいのか」というふうに書いていますね。

はい。

これは、人への投与量の100倍以上も投与するのはおかしいというニュアンスで書いているんですか。

なぜかわからないというニュアンスで書いています。目的がわからな

という、どんな結果を求めているのかがわからないということで書いています。

丙第73号証(A氏と被告村中璃子との間のメール「返答です:雑誌到着のご確認」)を示す

これは、雑誌が発売された後にあなたがA氏にメールを送っていますよね。

はい。

それに対してA氏のほうからメールが来ていますよね。

はい。

あなたがやっぱり2ページ目のところで「マウスでのワクチン投与量がなぜ人の100倍量なのか」というふうに書かれていて、それに対してA氏のほうで北里大のグループでもということの説明をされていますよね。

はい。

この質問をするということは、あなたは人への投与量の100倍以上することをなぜするのが知らなかったということですか。

いやいや・・・。

質問に答えてください。記事で書いたの知らなかったんで、疑問で書いたということですね。

もう一回言ってください。何ですか。

記事に「ヒトへの投与量の100倍以上。一体何がしたいのか」というのは、単純にあなたが意味がわからないので、疑問を書いたということですか。

いや、このマウスに脳障害が起こっているということを証明するためになぜマウスで、目的が違えば別かもしれませんが、この北里の例えば実験の場合の炎症系の解析を行う実験のときであれば、もしかしたらこの100倍量は適切なかもしれませんが、脳に障害が起こっている自己抗体が沈着しているというあの結果を導くための前提として100倍量を投与する理由が不明瞭だったからです。私にはわ

からなかったからです。質問したんです。

それに対してA氏のほうから答えが来ていますよね。

はい。

こういうことをやりましたと、それに倣ってやっただけですということなんですけども、この答えはあなたのほうでは記事に書いていますか。

これは21日ですよ。

はい。

それで、これについて説明になっていると思わなかったの、書いていません。

それから、先ほど結果の分布ということなんですけども、これパイロット実験であれば結果の分布ということは問題にならないんじゃないですか。

パイロットといってもどのレベルのものかにもよりますし、どういったものかということはお会いしなければわからないことだったので、そういった質問の仕方をしています。それは、会う前に送っている文面、ファクスだと思います。

原告（第1反訴及び第2反訴被告）代理人出口

乙第7号証の2.（反訳文（乙第7号証の1））の77ページを示す

これ6月3日の面談の反訳ですね。これの77ページ、先ほどからここで面談の途中でA氏が「これは海馬だけれども、網膜もありますからね。」というところに対して村中さんが「網膜でも染まるやつがあつて。」というふうにおっしゃっていますね。

はい。

このときにあなたはA氏が海馬だけではなくて網膜の画像についても話をしているということを認識しましたよね。

しました。そして、すごく古い何か網膜の論文を私のほうに出してきました。

あなたが聞きたいのは、海馬だけだというふうにおっしゃっていましたよね。

そうです。私が聞いていないのに、勝手にしゃべってきました。

そしたら、網膜のことは聞いていないから、海馬の画像で何枚ですかという限定した質問していませんよね。

していないけれども、その場の会話の流れからは全員が海馬の話をしていましたし、そこで網膜の話を展開する議論にはなっていないと思います。

被告（反訴原告）村中璃子代理人藤本

2点ほどちょっと。先ほどプログレスミーティングの資料の枚数についてちょっと反対尋問でありましたけれども、あなたとしては本調査委員会に提出された19枚、あるいは今回訴訟で提出されている47枚の資料、あるいは別の資料もあるのかもしれませんが、どれが本物だというふうは今考えておられますか。

19枚の資料だと思っています。というのも池田先生が発表された資料の中に網膜のものはもともと入っていませんし、もともと脳への脳神経学者として池田先生が脳に異常を起こすかどうかを見るという目的ですので、唐突に網膜のものに興味を持ってやっているとは考えがたいからです。

それ以外にマウスの海馬の画像についてA氏が持っていたというふうにも考えておられるんですか。

持っていてもおかしくはないと思います。あの論文は、古い論文ですけども、網膜の実験やった論文も出ていますし、そういった別の実験をやっているとしても決しておかしくはないと思います。

今回A氏がほかにもほかのワクチンを打ったマウスに緑に染まったマウスの海馬の画像はないということをおっしゃっていますけども、その点についてはどういうふうにご考えておられますか。

これは、あのときにあれほどたくさんあると言ったのに、なかったということについては幾つかの可能性がありますが、1つはデータを消したということは考えられるんじゃないかと思います。あるいはそれほどの数をやっていないくてたまたま1つがHPVで緑になったので、それをもって1枚のスライドにしたという可能性ももちろんあるかと思います。

最後に1つ。今回の池田氏の発表については、意見書を書ってくれた野田先生、吉川先生、柳沢先生など専門家の方が捏造であると評価されていますし、村中先生の周りの大多数の医師や研究者の方も捏造だというふうにおっしゃっていると私は聞いていますけれども、池田氏がこのような発表をしたこと、あるいは今回の訴訟を提起してきたことについてあなたとしてどのように考えておられるんですか。

これは、国内外のメディアからもたくさん聞かれる質問なんですが、やはりこれでもただの考えですけれども、やはりこの科学の問題を科学界で支持されていないものなので、学会や論文といった場で話し合った場合にはやはり彼は自分の主張を正しいというふうに支持してくれる人がいないから、だから科学ではない場で話をしようとしたんじゃないかという印象を受けたのが特に昨日もやっぱり尋問を聞いてそういうような印象を受けました。それから、私がやっぱり裁判を起こされることで実際にすごく執筆の場を失ったんですけれども・・・やっぱり筆を折るという大きな目的があったんじゃないかということはずっと感じていることです。でも、これは私が感じていることでどこにこんな裁判を起こすことの意図があったのか全くわかりません。

被告株式会社ウェッジ及び同大江紀洋代理人秋田

先ほど相手方代理人から網膜の話が出たということをおっしゃられていましたよね。

はい。

大江さんにも確認したことなんですけど、今回の取材に当たって画像を皆さんで見ながら話し合われていますよね。

はい。

その画像というのは、甲第5号証のことですね。

はい。

甲第5号証というのは網膜の画像ですか、海馬の画像ですか。

海馬の画像です。

あなたは、■さんに対して事前に質問をした内容、メール等も含めて網膜のことを聞きましたか、海馬のことを聞きましたか。

海馬のことです。

あなたは一貫して海馬のことを聞いてきたんですね。

はい。

裁判官奥山

6月3日の取材の際の席の並びについて教えていただきたいんですが、どういう距離感でどういう順番で並んでいらっしゃいましたか。

四角いテーブルで私の向かいに大江さんがいて、私はここにいる。

今ここというのがちょっと何か。

私と大江さんが、ちょっとよく覚えていませんけど、4人で四角いテーブルに2人ずつかけて向かい合って話をしました。

裁判長

村中璃子に対し、6月3日の取材の際の席の並び位置及び村中璃子、大江紀洋、A氏、宮川剛の着席位置の見取図を作成することを命じる。

村中璃子は別紙に上記命令とお見取図（「A」はA氏、「宮」は宮川剛、「大」は大江紀洋及び「村」は村中璃子を示す）を作成したので、これを調書の末尾に添付した。

裁判官奥山

この図の上側の丸が描かれている部分については訂正された部分ということですね。

はい。

このテーブルのサイズは、今そこに座っていらっしゃる証言台のサイズと比べてどうですか。大きいですか、小さいですか。

もっと大きいものです。普通に4人がけのテーブルです。ホテルのレストランの4人がけのテーブルです。

普通に4人がかけられるサイズのテーブルということですね。

そうです。割と広々としたところなので、広い4人がけのテーブルです。

そのテーブルに先ほどの甲第5号証のスライドの写真を示してここの部分が緑色だねとかいう話をしていたという、そういうことですね。

そうです。

要するにその画像の部分について見えないところで話が進んでいるとか、そういう話ではないということですか。

違います。置いてその画像について話をしていました。

先ほどから繰り返しパイロットでやっている実験とか、パイロット実験というふうな言葉が出てきていると思うんですけども、パイロット実験というのはどういう意味ですか。

予備的な実験ということパイロットと呼んでいるだけなので、本当に予備実験ということ。何か本当の目的の実験の前の予備的な実験という意味だと思います。あるいはその本当の実験を本格的なマウスの数をそろえてやるのではなくて、数匹やってみるといった、そういった意味で使われることもあるかと思います。

先ほどパイロット実験といってもいろんなレベル感があるというふうにおっ

しゃっていたんですが、今回A氏がやったパイロット実験というのはどのレベル感のものだというふうに理解していらっしやいましたか。

2つとり方があると思うんですけども、本来ならば相当数のマウスをそろえて再現性があることを確認しなければいけないけれども、1匹だけやったとか、2匹だけやったという意味かもしれないし、あるいはもっと大きな脳に実際にワクチンを打ったこの脳に、本当にそのものに障害が起きるということを証明するために、まずは自己抗体が出るかどうかを見るというレベルでやったということも考えられるんですが、ただしこのNF- $\kappa$ B p50欠損マウスというのは非常に特殊なマウスで打っただけでも二、三か月も年をとると自己抗体ができます。しかも、この遺伝子が欠損している人間は多分半年と生きれない。よって、ワクチンを打つような年齢まで生きれないような子たちです。なぜこの特定の遺伝子型のマウスから、人間でもこの遺伝子が欠損していれば非常に特定なのに、自己抗体ができるかどうかを改めて確認する実験、それが脳の海馬を認識するかどうかという実験だったという主張なんですけれども、そんなものをやったのかというのはちょっと不可解な部分はあるので、もしかしたら最初も言った1匹だけという意味なのかもしれません。

結論として今お考えのパイロット実験のレベル感というのは、執筆当時に考えていらっしやったのはどのレベルということなんですか。

全くわかりません。パイロットと向こうが主張しているんですけども、何のパイロットなのかは私にはちょっと見当がついていません。面談の中でパイロットだということは、A氏はおっしゃっておいでですよ。そうです。予備的だということをすごく強調されていて、1匹の結果だし、幾つも緑になっちゃったやつもあったけど、たまたまこれはきれいに光ったものだというのを強調していました。

普通パイロット実験の結果が公になることはないということですか。

ないです。パイロット実験が公になった場合には恐らくそれを全力をもって研究者は否定する、あるいは訂正を加えなければ、パイロットであることを主張しなければならないと思います。

パイロット実験なんだったら、パイロットだということを示さなければならぬということですか。

そうです。パイロット実験であれば、パイロットでないように出まったら、パイロットだということは即座につけ加えなければいけない情報です。

例えばそれはこれはパイロットですとやってパイロットという言葉を出さないとだめなんですか、それともまだこれからさらに研究の途中ですみたいな言い方でも大丈夫なんですか。

まだかなり、例えばマウスの数なんかも全く明らかになっていない形で、デザインもわからないものが結果だけ出たという形で、説明だけが一言のような形で脳に障害が起きたと、あの言葉を聞くと一般的な人たち、わからないですけど、少なくとも私も含めた、そこまでの専門知識のない医者も含めた全ての人たちがやはりあれだとワクチンを打ったマウスの脳に何か異常が起きたと捉えられるのではないかと思うので……。

ごめんなさい。ちょっと話がすれ違っちゃったんですけど、要するに研究者の間ではパイロットであるということを言葉で示さなきゃいけないのか、それともまだ実験の途中ですよと言えばそれで足りるのか。

パイロットだから、どの段階かは少なくとも言う必要があると思います。パイロットといってもいろんなレベルがあるので、そのことを明示する必要があると思います。

そのことが明示されていたとしたら、捏造ではないということですか。

私としては、あの発言とパイロット実験であってもなぜあのパイロットの実験からあの発言が導かれるのか、あの発言のもののパイロットとなる実験のデザインもしていないと思うので、やはり捏造という言葉は変わらないと思います。

裁判長

今のあの発言というのは、どの発言のことを指しておられますか。

子宮頸がんワクチンを打ったマウスの脳だけに異常な抗体が沈着しているという表現です。

それはNEWS 23の発言ということですか。

はい。

裁判官奥山

先ほど捏造に関する研究ガイドラインがあるということは、執筆当時は御存じなかったというふうにおっしゃっていたんですが、大江さんからは聞かなかったですか。

もちろん聞いていません。私これ別に捏造かどうかの評価をするために書いたものではなくて一般誌に、ただのビジネス誌に一般の人にわかる問題としてこの子宮頸がんワクチン問題書いたにすぎませんので、一般的な意味での捏造という形で書いたわけです。

一般的な意味の捏造という意味で書いているから、特段大江さんとかにも確認はしていないということですか。

そうです。大学がどう評価するかとか、そういう問題ではないので、一般的な記述として書いているだけです。

一般的な……。

ないことをあることのように言ったり、ない事実を作成して発表したり、書いたりすることという意味です。

問題提起みたいな形で使った言葉なんですか。

問題提起というよりは、ないものをあるものとして言っているということの意味で捏造というふうな書き方をしました。

先ほど大江さんにも伺ったんですけれども、池田先生から宮川先生に宛てたメールが来ていたということが陳述書の中に示されていたのは覚えていらっしゃいますか。

はい。

あのメールについては、村中さんもごらんになっていますか。

そうです。私から多分大江さんに提供したのかも・・・。

ごらんになっているということは間違いありませんね。

はい。

厚労省の研究発表についても、録音反訳が出ているものですがけれども、あれももちろん御確認されているということで間違いありませんよね。

はい、間違いありません。

裁判長

何点か伺いますけれども、まず6月3日の会食のときに甲第5号証を見ながら話をしましたよね。A氏の話をしているときに甲第5号証のデータ、スライドと棒グラフについて何匹のマウス実験をした結果だというふうに認識していましたか。

あそこで1というふうに言われたので、ないんだけど、情報がないので、どうなのかということをもっと最初に確認していると思うんですけれども、何匹の結果なのかということを書いていないから、幾つかわからないし、1かもしれないし、100かもしれない。それはわからないと思っていました。不明だと思っていました。

そこは、確認しなかったのはなぜですか。

確認しています。そしたら、1の結果だというふうにA氏は言っていますので・・・。

ただ、1の結果ということで、その1をつくるまでにどのぐらいのマウスの実験があったということは聞きましたか。

言っていると思います。30枚も40枚もあって、ほかのものも入ると何万枚もあるというふうな形で・・・。

枚数ではなくてどのぐらいのマウス実験をしたかということについてはお聞きになりましたか。

その枚数がとれるということは、それ相当のマウスの数はいるということですので、同等の質問をしている、私としてはつもりです。

枚数相当のマウスは使った実験はされているというふうに受けとめたということですか。

そうです。

それから、成果発表会における発表の位置づけなんですから、これについてはどういうものだというふうに考えていますか。

もちろん学会発表とか、そういうものではないんですが、まず異例なこと、通常成果発表会というのはクローズドの研究者同士だけが集まる会というのは通例です。ところが、その日はワクチン被害を訴えられている方々からも要請があったということで私後から聞いているんですけれども、メディアに公開する形にしてほしいという要請があったということで初めてメディアに公開されることになった成果発表会です。なので院内の会ではなくてパブリックに情報が出る可能性のある会だったということが1点です。そういった意味でメディアも同席していましたので、メディアに対する発表、メディアに伝える情報相当の内容のもの、パブリックにさらす内容のものであったという認識。だから、情報として外部に出るところはあるんですけれども、その成果発表会での発表のレベルといいますか、その各・・・。

でも、公開です。公開されていて、多分メディアだけじゃなくてそれ

を聞く希望の人は全員聞けたというレベルだと思います。

そうすると、クローズドの成果発表会での発表と公開された成果発表会での発表は発表すべき情報のレベルが違うべきというふうにお考えなんですか。

それはそうです。それにさらにテレビというのはもう明らかにパブリックに対して語りかけるものなので、その3つは大分レベル感が違うと思います。

それでは、論文とか、これから研究を続けていくという過程での成果発表会という位置づけ自体が変わるわけではないですよ。

そうです。そういう意味では変わらないと思います。ただ、メディアに公開されるものであったということと実際メディアにあのようなNEWS 23のような形で事前取材も受けて成果発表会で発表されたのと同じ内容が表に出てきたことを考えると、池田先生自体もしかしたらこれがパブリックにあの形で伝わっても構わないという認識でいたのではないかなというふうに私はとりました。

全然違う話なんですけれども、本件で村中さんは裁判の当事者なんですけれども、御本人の特定ができていない状態なんです。伺いたいんですけれども、村中璃子というペンネームを使っているのは御本人一人ですか。

はい。だと思います、私の知る限りでは。

そうすると、村中璃子の名前で執筆されているものは全てあなたが書いたということで間違いはないですか。

間違いありません。英語での執筆も全部村中璃子です。京都大学も村中璃子で登録しています。

それは、共同執筆とかということはないですね。

ありません。この記事に関して編集は大江さんが入っていますが、あなたの個人的な1人のペンネームでお使いになっている名前ということでいいですか。

はい、何人もいるかということですか。違います。1人です。

以 上

